



米国における障害者差別禁止法と障害者教育法の交錯一法の保護対象と規範内容の分析

尾下, 悠希

(Degree)

博士 (法学)

(Date of Degree)

2024-09-11

(Date of Publication)

2026-09-11

(Resource Type)

doctoral thesis

(Report Number)

甲第8989号

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100492498>

※ 当コンテンツは神戸大学の学術成果です。無断複製・不正使用等を禁じます。著作権法で認められている範囲内で、適切にご利用ください。



学位請求論文審査報告要旨

博士學位論文

内容の要旨および審査結果の要旨

氏 名	おした ゆう き 尾下 悠希
学位の種類	博士(法学)
学位授与の要件	神戸大学学位規程第 5 条第 1 項該当
学位論文の題目	米国における障害者差別禁止法と障害者教育法の交錯 —法の保護対象と規範内容の分析—
審 査 委 員	主査 教 授 角松生史 教 授 興津征雄 教 授 関根由紀

論文内容の要旨

現在日本法の中で、障害や障害者に関する法をひとつの法分野としてまとめた「障害法」が体系化されつつある。障害法研究を牽引する日本障害法学会では、障害法を「障害者の置かれた現実の問題状況を起点に据え、「障害」を通じて「法」を再検討する新しい学問領域」と定義している。

本論文は、障害法学の基礎理論の構築に貢献することを目指し、障害者差別禁止法と障害者福祉法を対置する構図を前提として、両者の相違と関係を明らかにすることを目的としたものである。障害者差別禁止法とは、「平等原則又は非差別原則に基礎を置き、障害者に対する差別を禁止する（合理的配慮等の義務付けも含む）法規範」、障害者福祉法は「障害者が有するところの、機能障害に起因する特別のニーズに対応した支援・サービスに関する法規範」と定義される。本論文は米国の障害者差別禁止法及び障害者教育法を扱うものであるが、前者については「障害のあるアメリカ人法」(ADA) 及び「リハビリテーション法 § 504」が、後者については「障害者教育法」(IDEA) が主たる検討対象となる。法の保護対象と規範内容という二つの視点からのこれら実定法の分析が、本論文の主要内容である（第Ⅰ章）。

本論文は、障害者差別禁止法に関する基礎的考察を行う第Ⅰ部（第Ⅱ章・第Ⅲ章）と、障害のある子どもの教育の保障に関わる連邦法上の法制度について検討する第Ⅱ部（第Ⅳ章～第Ⅵ章）に分かれる。

第Ⅰ部は、障害者差別禁止法についての基礎的考察として、差別禁止法としての特徴、特に法の保護対象に関する部分を明らかにすることを試みる。

第Ⅱ章は、Tarunabh Khaitan の『差別禁止法の理論』(A Theory of Discrimination Law, Oxford University Press, 2015) に依拠し、そもそも差別禁止法とはどのような法なのか、その保護対象者と規範内容における理念型を確認する。それを踏まえて主に米国で議論されている「対称性・非対称性」(Symmetry/Asymmetry)概念を検討し、さらに、障害者差別禁止法については、それを非対称的に設計することに一定の必然性があることを論じる。本章は法制度の理論的分析と立法論レベルの制度設計上の規範的議論の検討である。

第Ⅲ章は、障害者差別禁止法の保護対象者に関する分析である。ADA における主要判例である Sutton v. United Air Lines, Inc. (Sutton 判決) を通じて、差別禁止アプローチにおける「障害」又は「障害者」の定義やその解釈・適用のあり方を検討する。障害に対する「マイノリティグループモデル」と「ユニバーサルモデル」という二つの立場の違いを見た上で、Sutton 判決における「個人に対する審査」という考え方にも注目する。本章は主に解釈論レベルの議論となる。

第Ⅱ部は、差別禁止法と社会福祉法の対比を意識しつつ、障害のある子どもの教育の保障に関わる米国の連邦法上の制度を検討する。第Ⅰに、障害のあるすべての子どもたちが「無償で適切な公教育」を受けられるようにすることを目的の一つとする障害者教育法

(IDEA)であり、これは基本的には社会福祉法に位置付けられる(同法には公民権法ないしは差別禁止法的性質もあるが、本論文は公的給付を目的とする社会福祉法的位置付けを専ら問題にする)。第2に、通常、差別禁止法に分類される、ADA第2編及びリハビリテーション法 § 504 である。

第IV章は、IDEAの保護対象者に関する分析として、同法が保障する「無償で適切な公教育」を受ける資格としての「適格性」について検討する。IDEAの適格性要件は、医学的診断による機能障害の列挙主義をとっている点でADAの障害の定義規定と顕著に異なるが、本章では、そうした列挙主義がとられた理由に加えて、適格性要件の具体的な解釈問題のうち、「特定学習障害と才能のある障害児」の問題や、特別教育の必要性要件における「必要性」の解釈問題についても検討される。「適格性判断における特別教育の必要性」という問いと、「適格性が認められる子どもに特別教育によってどこまでの資源を投入しなければならないのか」という問いは、全く無関係ではないのではないかという視点も提示される。

第V章は、差別禁止法と社会福祉法の役割分担という観点から、IDEAに定められた「前尽性要件」の解釈について重要な判示を行った *Fry v. Napoleon Community Schools* (Fry 判決)を中心に検討する。前尽性要件の射程という手続的な規定の解釈問題から、社会福祉法としてのIDEAと差別禁止法としてのADA及びリハビリテーション法 § 504の実体的相違を明らかにするための手がかりを得ることが試みられる。

第VI章は、IDEAの規範内容に関する分析として、同法が保障する「無償で適切な公教育」の内容における「特有の教育ニーズの充足」と「平等」という二つの要素の関係を論じる。この点に関するリーディングケースである、*Bd. of Educ. v. Rowley* (Rowley 判決)と *Endrew F. v. Douglas County School District RE-1* (Endrew F.判決)を、教育哲学の領域で教育制度・政策のあり方として論じられてきた、教育の〈適切・妥当性〉(adequacy)と〈平等性〉(equality)という概念の観点から分析することが試みられる。

結びとなる第VII章では、本論文で明らかにできた点と残された課題が示され、今後の著者の研究の方向性について述べられる。

論文審査の結果の要旨

障害法研究に関する基本書である菊池馨実／中川純／川島聡編『障害法〔第2版〕』(成文堂、2021年)では、日本法上の憲法、民法、差別禁止法、労働法、教育法、社会保障法、刑事司法、および国際法(主として障害者権利条約)が検討されている。現在の障害法研究においては、まさにこうした様々な個別法の研究が進められている一方で、障害法全体を通じた基礎理論の構築が課題となっている。

この点に関する先行研究は、障害法学・障害者法学の創成やその基本概念の定立などに

ついて論じているが、本論文は、障害法における二本柱とも言える障害者差別禁止法と障害者福祉法を対置し、両者の相違と関係を明らかにすることを通じて、障害法の基礎理論に接近しようとしたものである。

その際、障害者教育を具体的なテーマとして、差別禁止法と社会福祉法の相違を明らかにすることが試みられる。教育法は社会福祉法の典型的分野とは言えないとも考えうるが、日本国憲法の教育を受ける権利（憲法 26 条）には、個人の権利保障を政府に義務付ける社会権の側面と、平等原則（「ひとしく」）に拘束される差別禁止の側面の両方がある。また、本論文は、障害のある子どもの教育の保障に関わる米国の連邦法上の法制度には、社会福祉法の側面を有する IDEA と、差別禁止法に分類される ADA 第 2 編及びリハビリテーション法 § 504 があることに着目する。障害者差別禁止法と障害者福祉法の交錯を検討した第 V 章は、手続的役割分担が問題になった Fry 判決の周到的分析を通じて、両者の実体的相違についても示唆を与えるものになっている。以上のような本論文の試みには高い独自性があり、一定の成功を収めていると評価することができよう。これが本論文の第 1 の貢献である。

第 2 に本論文は、Khaitan の議論を踏まえ、法の保護対象と規範内容という二つの視点から具体的な実定法の分析を試みる。この二つの視点は、法学的分析においては独自と言うよりむしろ標準的と言えるものであるが、特に障害法もその一つである個別法分野の解釈論において、その区別が不明瞭になることがないとは言えない。この点本論文は、両者の区別を明確に意識して全体の分析を展開している点が評価できる。そして本論文は、米国の判例（Sutton 判決、Fry 判決、Rowley 判決、Endrew F. 判決等）の論旨を綿密に検討し、これら判例に関する日本の先行研究では等閑視されていたとも思える新たな視点を提示するものになっている。このように、実定法研究におけるスタンダードな方法論に従って堅実な成果を上げたことに、本論文の第 2 の貢献を見出すことができるだろう。

しかし第 3 に、本論文は狭い実定法解釈論に止まっていはいない。第 II 章は、Khaitan の『差別禁止法の理論』を周到に分析した上で議論を展開している。同書については既に日本でも紹介があるが（新村とわ『『差別』とは何か：差別法の哲学的考察』成蹊法学 90 号 333 頁）、本論文は、同書の議論をよく消化した上で、差別禁止法における対称性・非対称性という具体的文脈との関係における分析に活用した点に意義がある。対称性・非対称性はこれまで散発的にしか分析されてこなかった差別禁止法の制度設計上の重要論点であり、本論文は立法論上の制度設計にも示唆を与えるものになっている。また、実定法解釈論を分析する中で、障害者に関する基本認識としての医学モデルと社会モデルの対比、障害者の定義をめぐるマイノリティグループモデルとユニバーサルモデルの対比といった、障害学における議論も射程に収めている。加えて第 VI 章は、Rowley 判決や Endrew F. 判決を、教育哲学における〈適切・妥当性〉と〈平等性〉の間の論争の文脈に位置づけることを試みている。このように狭い実定法解釈論の枠を超えて、より広い視野から問題を捉えようとしている点に、本論文の第 3 の貢献を見出すことができるだろう。

本論文には以上のような貢献が認められるが、課題も認められる。

第1に、上述のように本論文は、法の保護対象と規範内容という二つの視点からの分析を試みているが、障害者差別禁止法についても障害者福祉法についても、法の保護対象についてはかなりの検討が加えられているものの、規範内容については散発的分析に止まり、今後の課題となっている（〈適切・妥当性〉と〈平等性〉の間の論争については一定の分析がなされているが、なお考察を深めることが期待される）。差別禁止と法的救済の様々な類型（直接差別禁止、合理的配慮提供義務、間接差別禁止、アファーマティブ・アクション、ハラスメント）に応じた検討も今後必要であろう（口頭試問では、「平等原則と非差別原則の異同も含めて今後検討していきたい」旨が述べられた）。差別禁止法の基礎理論（反別異理論・反従属理論等）と障害者差別禁止法の関係も、第Ⅱ章で若干言及されてはいるが、より本格的な検討が求められる。

第2に本論文は、米国障害法の分析を専らとしているため、日本法への示唆は、これからの課題となっている。今後日本における具体的な実定法の分析を行い、米国法を相対化する視点を得ることで、堅実な足場の基に、米国法の日本法への示唆を論じることが可能になるだろう。その際には国際人権法の視点も重要になってくる（口頭試問では、「障害者権利条約を米国は批准していないが日本は批准しているため、同条約は日本国内法にも直接的影響を与えている」旨が述べられた）。

上のような課題を残してはいるが、そのことは本論文の貢献を否定するものではない。本論文第Ⅶ章及び口頭試問では、これら残された課題に対して著者が十分自覚的であることが示された。また、口頭試問では、障害法学における知見を行政法学にフィードバックすることで、今後は行政法理論にも貢献したいという抱負が述べられた。今後の著者の研究の発展が期待される。

以上の検討に基づき、審査委員は、本論文の著者である尾下悠希氏が、博士（法学）の学位を授与されるのに十分な資格を有するものと判定する。

令和 6 年 9 月 3 日

審査委員 主査 教授 角松生史
教授 興津征雄
教授 関根由紀